

異業種連携新事業チャレンジ事業費補助金のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け停滞した市の経済の活性化及び循環を図るため、異なる業種の事業者等が連携して行う新たな取組を支援します。

事業概要

原則2者以上の異なる業種の事業者が連携して新たに実施する、市の地場産業その他の資源を活用した新たな商品・サービスの開発、販路拡大及び消費喚起事業等の取組に対し経費の一部を補助します。又、事業に学生の団体が連携し参加することができます。

なお、申請内容の審査にあたり、書面審査を実施します。

【補助対象事業者】

市内に主たる事業所を有する事業者を主たる構成員とする複数以上の事業者で構成する団体であること。

ただし、構成員の半数以上が市内に事業所を有する事業者であること。

又、当該団体に学生、生徒で構成された団体が連携し参加することができる。

【事業者の取り扱い】

①個人事業主

②法人(中小企業者等)

③法人格を有しない組織(以下「任意団体」という。)のうち、次の要件を満たす組織

ア 会則、規約等により代表者の定めがあること。

イ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること。

【学生等の取扱い】

高校生、高専生、短期大学生、大学生及び専門学生等で構成された3人以上の団体であり、団体の活動を教員が指導又は学校の承認を得た団体であること。

【異なる業種とは】

統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の中分類において異なる分類に属する業種をいう。

※¹対象となる中小企業者等について…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく組合その他これらに準ずる者で、法第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

【事業イメージ(補助事業としての選定を確約するものではありません。)]

ア 複数事業者の連携によるデリバリーサービス事業、インターネットを活用した共同販売事業の実施。

イ 複数の事業者が連携し、市内の個人消費の喚起及び販売促進につなげるため、スタンプラリーやクーポン券事業の実施。

ウ 異なる業種の事業者が連携した新商品の開発及び、展示販売会の開催。

エ 事業者とデザイナーが連携し、既存の商品の新たなパッケージデザインを作成するなどのリブランディングの実施。

《裏面もご覧ください》

補助内容

- 補助率: ①一般型 : 対象経費の2/3 (事業者のみの団体)
②学生連携型: 対象経費の5/6 (事業者の団体と学生の団体が連携する場合)
- 補助額: 上限 100 万円
交付予定件数: 10 件程度

申請書類

- ①異業種連携新事業チャレンジ事業費補助金交付申請書
- ②グループ構成書
- ③学生団体構成書(学生連携型に限る)
- ④事業計画書
- ⑤誓約書兼同意書
- ⑥代表事業者が、法人の場合: 現在事項全部証明書
個人事業主の場合: 本人確認書類、営業実態を証明する書類
- ⑦経費の積算根拠を確認できる書類

申請受付

期間

- 第1期 6月 22日(水)～7月 15日(金)
第2期 8月 1日(月)～8月 19日(金)
第3期 9月 5日(月)～9月 22日(木)
※補助金の交付決定額が予算の額に達した際は、募集スケジュールによらず募集を終了します。

交付申請する際は、必ず一関市役所観光物産課で事前相談を行ってください。

※期限間近になると、込み合うことが想定されますので、お早目にお越しください。

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。また、一関市役所新型コロナウイルス感染症対策本部(経営支援班)、各支所産業建設課、一関商工会議所に配置しています。

●申請書類提出先・お問い合わせ先

一関市商工労働部観光物産課
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話: (0191) 21-8415(ダイヤルイン)